



目 次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定 (道 路 課) (4・4 揭示) | 1 |
| ○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び当該道路の通行方法の定め (") (") | 1 |
| ○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食 品 ・ 衛 生 課) | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福 祉 指 導 課) | 2 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (") | 2 |
| ○基本測量の終了の通知 (用 地 対 策 課) | 2 |
| ○道路の区域変更 (2件) (道 路 課) | 2 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (4件) (公 園 下 水 道 課) | 2 |
| ○都市計画事業の施行 (") | 3 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県 民 生 活 ・ 男 女 共 同 参 画 課) (3・29揭示) | 3 |
| ○平成25年度製菓衛生師試験の実施 (食 品 ・ 衛 生 課) | 3 |
| 高知県公安委員会規則 | |
| ◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (4・4 揭示) | 3 |

告 示

高知県告示第250号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成25年4月4日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|---------|--------------------------------------|
| 県道高知南環状 | 吾川郡いの町幸町37番1から 吾川郡いの町字砂森4195番13まで |

2 指定する期日

平成25年4月4日

高知県告示第251号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成25年4月4日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|---------|---|
| 県道前浜植野 | 南国市植野字東ヤシキ145番1から 南国市植野字カジャシキ216番まで |
| 県道南国伊野 | 南国市領石字鳥首41番9から 南国市植野字カジャシキ216番まで |
| 県道高知南環状 | 吾川郡いの町幸町37番1から 吾川郡いの町字砂森4195番13まで |
| 県道土佐伊野 | 吾川郡いの町大内字ソエ84番7から 吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで |

2 指定する期日

平成25年4月4日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高知県告示第253号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会(以下「講習会」と総称する。)の指定を平成25年4月9日付で次のとおり行った。

平成25年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 講習会の実施期間及び実施場所

平成25年8月12日(月)から同月26日(月)まで

愛媛県松山市持田町三丁目8番15号

愛媛県総合社会福祉会館

3 講習会の講習科目及び講習時間数

(1) 公衆衛生 4時間

(2) 理容所及び美容所の衛生管理 14時間

4 講習会の受講料

18,000円

5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先

愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事

務所
高知県告示第254号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直
 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
 クオール薬局姫 高岡郡津野町姫野々473-1 平25・3・1
 野々店

高知県告示第255号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|------------|---|--|
| 平成25年3月1日 | クオール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目3-1 城山トラストタワー37階 | クオール薬局姫野々店 高岡郡津野町姫野々473-1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| 平成25年3月15日 | 株式会社ライオンのくすりやさん 安芸市宝永町5番20号 | あにまる薬局本店 安芸市宝永町8-20 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| 〃 | 〃 | ライオン薬局安芸店 安芸市宝永町7-13 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |

高知県告示第256号
 国土交通省国土地理院長から平成24年11月高知県告示第681号

（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第257号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成25年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 思地川口
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 吾川郡いの町勝賀瀬 字三ツ内1255番6から 吾川郡いの町勝賀瀬 字三ツ内1255番40まで | 前 | 4.0 } | 753 |
| | 後 | 5.2 } | 753 |

高知県告示第258号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成25年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町南川 口字ニイヤ377番2 から 高岡郡四万十町南川 | 前 | 4.2 } | 118 |

| | | | |
|--|---|------------------|-----|
| 口字ウリウノ344番 1まで | | | |
| 高岡郡四万十町南川 口字ニイヤ372番から 高岡郡四万十町南川 口字ウリウノ344番 1まで | 後 | 8.5 } 18.6 | 118 |

高知県告示第259号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 須崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和52年3月高知県告示第122号須崎都市計画下水道事業（須崎市公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和52年3月4日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

高知県告示第260号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成24年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 土佐清水市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成2年8月高知県告示第400号土佐清水都市計画公園事業（5・5・1号土佐清水総合公園）
- 3 事業施行期間 平成2年8月21日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし
高知県告示第261号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称
 いの町
 2 都市計画事業の種類及び名称
 昭和58年12月高知県告示第783号高知広域都市計画下水道事業（枝川第一都市下水道）
 3 事業施行期間
 昭和58年12月2日から平成31年3月31日まで
 4 事業地
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし
高知県告示第262号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成25年4月9日
 高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称
 いの町
 2 都市計画事業の種類及び名称
 昭和62年11月高知県告示第693号高知広域都市計画下水道事業（枝川第二都市下水道）
 3 事業施行期間
 昭和62年11月20日から平成31年3月31日まで
 4 事業地
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし
高知県告示第263号
 都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。
 平成25年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画事業の種類及び名称
 室戸都市計画公園事業（9・6・1号室戸広域公園）
- 施行者の名称
 高知県
- 事務所の所在地
 室戸市浮津71番地 高知県安芸土木事務所室戸事務所
- 事業地の所在
 (1) 収用の部分
 室戸市領家字北花折谷、字池田、字木原、字高井田、字下モ木原、字コトガ丸、字楠木、字向イ山、字楠木山、字奥楠、字ダバ、字奥本谷、字大デンボシ及び字奥花折谷並びに室戸岬町字白石、字白石ノ南、字九人畑、字ヤモト、字津呂坂山ノ上及び字源兵衛が久保地内
 (2) 使用の部分
 なし

 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年3月29日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年3月29日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の あった 年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 | | | |
|--------------------|--|------------|----------------------------|--|
| | 名称 | 代表者の 氏名 | 主たる 事務所の 所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成25 年3月 29日 | 特定非 営利活 動法人 土佐の 太平洋 高気圧 | 樋口 恵 子 | 安芸市 本町三 丁目12 番21号 | この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域での自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 |

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成25年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。
 平成25年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時
 平成25年7月11日（木）午後2時から午後4時まで
- 試験の場所
 高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 試験手数料
 9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 受験願書の提出期間
 平成25年6月10日（月）から同月17日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成25年6月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先
 (1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
 (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 合格者の発表
 平成25年7月25日（木）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
 また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他
 受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

 公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月4日（揭示済）
 高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第5号
高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
 別表第2 国道33号の項中

「」

高知市本町五丁目144番から吾川郡いの町字羽根の西側3065番3まで

を「

高知市本町五丁目144番から吾川郡いの町字羽根の西側3065番3まで

吾川郡いの町字天神山6993番3地先から吾川郡いの町大内字ハキ原39番1地先まで

に改め、同表県道高知南環状の項中

「

高知市長浜宮田6551番1地先から高知市高見町字中山北ノ森北平189番3まで

高知市春野町弘岡中宇後田1691番1地先から高知市瀬戸西町三丁目27番地先まで

を「

吾川郡いの町幸町37番1から吾川郡いの町字砂森4195番13まで

高知市春野町弘岡中宇後田1691番1地先から高知市瀬戸西町三丁目27番地先まで

高知市長浜宮田6551番1地先から高知市高見町字中山北ノ森北平189番3まで

に改め、同表中

「

| | |
|--------|------------------------------------|
| 県道前浜植野 | 南国市前浜字鳥喰840番2地先から南国市田村字若宮乙2045番5まで |
|--------|------------------------------------|

| | |
|----------|---|
| 県道土佐山田野市 | 香美市土佐山田野宝町一丁目1番地先から香美市土佐山田野宝町一丁目122番1地先まで |
|----------|---|

を

「

| | |
|--------|------------------------------------|
| 県道前浜植野 | 南国市前浜字鳥喰840番2地先から南国市田村字若宮乙2045番5まで |
|--------|------------------------------------|

| | |
|--|------------------------------------|
| | 南国市植野字東ヤシキ145番1から南国市植野字カジャシキ216番まで |
|--|------------------------------------|

| | |
|--------|---------------------------------|
| 県道南国伊野 | 南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジャシキ216番まで |
|--------|---------------------------------|

| | |
|----------|---|
| 県道土佐山田野市 | 香美市土佐山田野宝町一丁目1番地先から香美市土佐山田野宝町一丁目122番1地先まで |
|----------|---|

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 県道土佐伊野 | 吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで |
|--------|---------------------------------------|

に、

「

| | |
|---------|----------------------------------|
| 市道駅前南北線 | 香南市野市町2199番1地先から香南市野市町大谷18番2地先まで |
|---------|----------------------------------|

を「

| | |
|---------|----------------------------------|
| 市道駅前南北線 | 香南市野市町2199番1地先から香南市野市町大谷18番2地先まで |
|---------|----------------------------------|

| | |
|----------|------------------------------|
| 市道双葉台植野線 | 南国市蛸が丘二丁目12番から南国市蛸が丘二丁目11番まで |
|----------|------------------------------|

| | |
|----------|----------------------------------|
| 市道蛸が丘1号線 | 南国市蛸が丘二丁目3番1地先から南国市蛸が丘二丁目2番5地先まで |
|----------|----------------------------------|

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。